

令和2年松本市議会第2回臨時会
市長提案説明

[2.5.19(火)AM10:00]

本日、令和2年松本市議会第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方全員にご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

議案の提案説明に先立って、市政の重要課題について、見解を述べさせていただきます。

まず新型コロナウイルス感染症への対応について申し上げます。

長野県に発令されていた緊急事態宣言は、先週14日に解除となりました。松本市では、ちょうど1カ月、新たな感染者が確認されていません。

首都圏や関西圏との往来の自粛を除いて、移動や外出、営業の自粛を求める措置が緩和され、学校の登校や公共施設の利用も、段階的に再開しています。

市民の皆様お一人おひとりが、感染拡大の防止に努力をして、厳しい環境の中で、日常生活を営んでこられたおかげだと考えます。

これからは、感染を抑え込みながら、社会生活や経済活動を回していく局面に入ります。

依然として、宿泊、飲食を始め、交通、運輸、旅行等、様々な業界の方が、窮状に陥っています。

今日提案した補正予算案では、個人事業主や宿泊

事業者を対象とした特別給付金等を計上させていただきました。

引き続き、厳しい経済状況に目を凝らし、市民の皆様とともに、必要な支援策を検討していく所存であります。

次に、「新型コロナウイルス感染症の影響による路線バスの減便とアルピコ交通への支援」について申し上げます。

ご承知のとおり、緊急事態宣言の発令で、移動や外出の自粛が求められたことから、アルピコ交通が運行する一般の路線バス、鉄道事業の利用者が著しく減少しています。

4月の収入は、路線バス事業が前年度に比べて51.5パーセントの減少、上高地線を運行する鉄道事業が、80.5パーセントの減少となり、逼迫した経営状況に陥っています。

これを受けて、アルピコ交通から、雇用を維持しながら事業を継続するため、路線バスを減便する提案とともに、松本市に公的支援を求める要請がありました。

路線バスの減便につきましては、中心市街地など運行数が多い路線の減便や、夜間の便の運休などが、昨日から実施されています。

私は、路線バスについて、松本市の広域化や高齢化、地球温暖化、それに将来の技術革新を見据えれば、今後ますます重要性を増していくと考えます。

そうした中で、アルピコ交通にあつては、減便を最小限に抑え、公共交通を担う責任を果たしてほしいと申し上げました。

そして、新型コロナウイルスの感染を恐れる生活が続く中でも、子ども達の通学や、お年寄りの買い物の足を確保すること、路線バスを文字通りの市民の足と位置付けて、将来にわたって路線網を維持・拡充することを目的として、一定の公的支援を行いたいと考えます。

具体的な支援の在り方につきましては、公共交通の将来像を見据えて、幅広い見地から、議会の皆様と相談しながら検討してまいります。

次に、「セイジ・オザワ松本フェスティバルの中止」について申し上げます。

今年8月21日から9月4日まで開催を予定していた、「2020セイジ・オザワ松本フェスティバル」は、小澤総監督、公益財団法人サイトウキネン財団、セイジ・オザワ松本フェスティバル実行委員会等の協議によって、開催の中止が決まりました。

新型コロナウイルスの収束が見通せない中では、世界各国で活躍するサイトウ・キネン・オーケストラのメンバーによる最高水準の音楽を、市民の皆様にお届けすることが困難であるとして、苦渋の決断に至ったとお聞きしております。

開催市といたしましては、大変残念ではあります。が、開幕から30年目の節目となる来年の夏は、世

界が新型コロナウイルス感染症を乗り越えて、フェスティバルが盛大に開催されることを心から願っています。

次に、今年度の四賀地区の松枯れ対策について申し上げます。

当初予算に計上させていただいた、5つの地区における松くい虫被害対策の薬剤空中散布について、次のとおり計画を変更したいと考えています。

刈谷原町地区は、散布を中止します。穴沢地区は、散布を凍結します。新規の保福寺町、殿野入、横川の3地区につきましては、散布を開始いたしません。

以下、理由を申し述べます。

四賀地区では、松枯れ被害の拡大を受けて、被害の区分が「未被害」から「微害」に該当していた4つの地区を対象に、平成25年度から、伐倒駆除と組み合わせて、薬剤空中散布を続けてきました。

このうち、藤池、反町の2つの地区については、開始から5年後の平成30年度秋に行った市の枯損木調査で、枯れた木の割合が60パーセント前後に上り、散布には適さないと判断されて、県の補助対象からも外れたため、昨年度から散布を中止しました。

今年度、散布を継続するとされていた残る2つの地区のうち、刈谷原町地区につきましては、先月、県の森林保護専門員が目視の現地検証を行ったところ、藤池、反町と同様に、被害が拡大して散布に適

さないことが判明しました。地元の町会長も要望を取り下げの意向を示したため、散布を中止することとしたいと考えます。

これら3つの地区における松枯れの状況の変化を見る限り、これまで行ってきた薬剤空中散布は、予防の対象となる「微害」の段階から、伐採を主軸とする「拡大」の段階へ移行する時期を、1年ないし2年遅らせる効果に留まると言わざるを得ません。

私は、少なくともこの点につきましては、地元協議会の皆様とも、共通認識に立つことができると考えます。その上で、残る穴沢地区について、直近の枯損木調査では、散布した区域と、隣接する散布しない区域の、枯れた木の割合を比べると、いずれも30パーセント弱で、ほとんど差がない状況で推移しています。

松枯れを遅らせる効果が表れていない現状と、地元の町会長から生活道路が寸断されることを危惧する要望があったことを踏まえ、より効果が高い樹幹注入と、生活道路周辺の枯損木処理を並行して行うことにしたいと考えます。

ところで、空中散布に使うネオニコチノイド系薬剤は、国の基準に従って使用していません、アセタミプリドという含有成分は、フランスでは使用が全面的に禁止されています。

母親の胎盤や授乳を介して、乳幼児の脳の発達に影響を及ぼす恐れがあるとして、日本でも安全性に警鐘を鳴らしている研究グループがあります。

空中散布を新たに、新たな地区で実施するにあたっては、市民、行政、事業者など立場の異なる関係者が、リスクに関する情報や意見を共有して、意思疎通を図る、いわゆるリスクコミュニケーションを行うことが、県の実施基準で義務付けられています。

私としては、健康被害が科学的な立証に至らない段階でも、慎重に対処する必要があると考えます。

そして、新規に計画した3つの地区につきましては、地元の町会長から散布の要望があり、住民の意向聴取にご尽力をいただきましたが、当初予算の編成時に予定されていた住民説明会は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で一度も開催できていません。散布の前提となるリスクコミュニケーションは、不十分と言わざるを得ません。

特に水道水の主水源となるダムが、散布区域の近くにある横川地区は、町会長がアンケートを回収したところ、薬剤散布の効果や水質汚染の影響に疑問が多く寄せられ、賛成15、反対16、どちらでもない10と、意見が大きく分かれました。

四賀の皆さんにとって、アカマツ林はふるさとの象徴です。松枯れが急速に進むことに、大勢の方々が胸を痛めています。せめてここだけは守りたいという切実な気持ちを受け止め、予算をかけたも森林の保全と再生に取り組んでいく必要があります。

私としましては、5つの地区について、薬剤散布に代えて、次に掲げる対策を講じることにしたいと考えます。

1つ 守るべき木々に対する樹幹注入を強化し

ます。

- 1 つ 危険な箇所での伐採や、生活道路に近い枯損木の処理を徹底します。
- 1 つ 広葉樹への樹種転換や抵抗性マツの植樹を促進します。

その上で今回は、時間的な制約もあったことから、四賀地区を始めとする松本市全体の松枯れ対策、更には松本の森林の保全・活用・再生に向けた中長期的な取組みを改めて検討する必要があると考えます。林業従事者を始めとする専門家による諮問機関を設置し、包括的な対策を取りまとめる考えです。

以上を申し上げた方針について、議会の皆様のご意見を聴いた上で、最終判断をしたいと考えています。

それでは、ただいま上程された議案について、ご説明申し上げます。

提案申し上げた議案は、予算1件、契約1件、財産4件、専決処分1件で計7件となっています。

始めに、令和2年度一般会計補正予算を提出しています。

今回の一般会計補正予算は、4月補正予算に引き続き、新型コロナウイルス感染症の対策として、緊急に補正措置が必要な経費を計上しました。

まず、国が全ての国民に一律10万円を支給する「特別定額給付金給付事業」に要する経費として、240億8,215万円を計上しています。

議会に了解をいただき、支給のための準備作業に全庁を挙げて取り組んできましたが、明日、20日から、給付金の支給を開始する予定ですので、よろしくお願いいたします。

次に、長野県と県内の市町村が協調して実施する、「県・市町村連携新型コロナウイルス拡大防止協力企業等特別支援事業」について申し上げます。

この事業は、県の要請に応じて休業や営業時間の短縮を行った飲食店や宿泊事業者等に対し、県が20万円、松本市が10万円を負担して協力金等を支給するものです。県が申請窓口となって事業者に支給し、市は、負担分を県に支払う仕組みとなっています。

次に、松本市が独自に行う給付型の支援策、「新型コロナウイルス対策特別給付金給付事業」であります。

この事業は、資本金が10億円以下で、前年同月比の売り上げが50パーセント以上減少して、国の持続化給付金を受給した事業者のうち、個人事業主の方を対象に、家賃負担のある方は20万円、家賃負担の無い方は10万円を支給するものです。

また、往来の自粛の影響を最も大きく受けている宿泊事業者の方を対象に、客室定員1人あたり1万円、1事業者300万円を上限として給付金を支給します。事業関連経費9億3,215万円を計上します。

その他、市立病院に「新型コロナウイルス感染症

外来・検査センター」を設置する経費や、市の備蓄品として防護服を購入する経費、さらに国が、児童手当の受給児童に1人あたり1万円を支給して、子育て家庭を支援する事業の経費など、現時点で必要とされる新型コロナウイルス対策関連予算を計上しています。

歳入につきましては、国・県からの補助金等の収入を受け入れるとともに、市の財源として、4月補正予算に引き続いて、新型コロナウイルス感染症対策を災害に準じる対応とし、財政調整基金繰入金を充てることとしています。

この結果、一般会計は、255億5,409万円の追加で、補正後の予算規模は、1,187億430万円となり、前年度同期比で34.2パーセントの増加となっています。

次に、契約では、令和3年3月15日に竣工を予定する「波田中央保育園・波田放課後児童クラブ改築主体工事」の請負契約1件を提出しています。

財産については、野麦峠スキー場で使用する圧雪車1台、南部循環線用の34人乗り小型バス車両1台等の取得4件を提出しています。

また、報告議案といたしまして、緊急を要するために地方自治法第179条の規定によって、去る3月30日付で専決処分いたしました、令和元年度一般会計補正予算の1件を報告申し上げます。

その内容は、新型コロナウイルス対策に係る経費のほか、令和元年度予算において繰越明許が必要と

なった経費と、やむを得ない理由により追加補正が必要となった経費を計上しました。

補正予算の規模としましては、一般会計で、2億4,703万円の減額となり、補正後の予算規模は、971億4,381万円、前年度同期比では、7.4パーセントの増加となっています。

補正額が減少となっておりますのは、2月補正予算で計上しました「小中学校・学校通信ネットワーク整備事業費」について、国の内示に基づいて改めて精査を行い、不要額や財源構成を整理したことによるものです。その結果、小中学校合わせて、3億8,101万円の減額補正となりました。

また、新型コロナウイルス対策に係る経費でございますが、学校の休校措置に伴い、開館時間の延長を行った児童館・児童センターの運営委託料の追加や、新型コロナウイルス対策に係る広報、備品・消耗品購入経費などを計上したもので、コロナ関連経費全体では、3,275万円を計上しています。

その他、決算見込みに基づき計上した2月補正予算を、実績がさらに上回ったために不足が生じた、障害者の自立支援福祉事業費や、生活保護費などの扶助費を計上しています。

また、不測の事態等によって、年度内の竣工が困難となった事業3件を追加するなど、合わせて5件の繰越明許費を計上しています。

議案以外のものとしましては、市長の専決処分事項の指定にかかわる報告2件を報告しています。

以上、本日提案しました議案等についてご説明申し上げました。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

(以上)